

## 「コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業（Edu-Port ニッポン 2.0）」における委託業務に係る審査基準

### 1. 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求めることがある。また、書類選考に加え、面接選考を行う場合もある。

### 2. 評価方法

#### （公募に係る審査）

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、4. に示す評価項目ごとに、5. に示す評価基準に基づき点数化し、審査用紙（別紙1「公募に係る審査」）に記入する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

#### （継続に係る審査）

各審査委員は、企画提案について、4. に示す評価項目をもとに審査し、継続の可否を審査用紙（別紙2「継続に係る審査」）に記入する。

### 3. 採択案件の決定方法

#### （公募に係る審査）

原則として最も点数の高い者から順番に採択するものとする。採択案件は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

#### （継続に係る審査）

原則として、委員の過半数以上が、「継続することが適当」と判断した場合、採択するものとする。

### 4. 評価項目

#### （1）事業実施主体に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③教育の幅広い分野に関する知見並びに調査研究等の事業実績を有していること。
- ④行政、企業、大学等の幅広い関係者が参画する協議会等の設置・運営に関するノウハウ及び実績を有していること。
- ⑤海外での国際会議等の企画・運営に関するノウハウ及び実績を有していること。
- ⑥具体的な教育事業の構築及び展開について、実施又は実施機関に対するコンサルティング実績を有していること。

⑦財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

## (2) 事業内容に関する評価

- ①EDU-Port ニッポン応援プロジェクト及び調査研究事業等において、十分な実施期間が確保できるような全体の事業計画が作成されていること。
- ②事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④プラットフォーム運營業務において、行政、企業、大学等の幅広い関係者が参画し、各セクター間で迅速かつ有機的な情報共有が実現できる方策を構築していること。
- ⑤最小の経費で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっていること。  
また、妥当な経費が示されていること。
- ⑥過年度の事業を踏まえた計画になっていること。 ※継続に係る審査のみ

## (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

## 5. 評価基準

(1) 「(1) 事業実施主体に関する評価」及び「(2) 事業内容に関する評価」に係る評価については、以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている 優れている 普通 やや劣っている 劣っている

(2) 評価項目の「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定業務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間は満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝2.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

評価項目	点数配分 (合計100点)	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1) ①	5	5	4	3	2	1
(1) ②	5	5	4	3	2	1
(1) ③	10	10	7	5	3	1
(1) ④	15	15	10	6	3	1
(1) ⑤	10	10	7	5	3	1
(1) ⑥	10	10	7	5	3	1
(1) ⑦	5	5	4	3	2	1
(2) ①	5	5	4	3	2	1
(2) ②	5	5	4	3	2	1
(2) ③	5	5	4	3	2	1
(2) ④	15	15	10	6	3	1
(2) ⑤	5	5	4	3	2	1
(3) ①	5	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定業務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間は満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点				

		<p>○くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2点</li><li>・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝2.5点</li><li>・プラチナくるみん認定＝3点</li></ul> <p>○ユースエール認定（若者雇用促進法）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ユースエール認定＝2点</li></ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>
--	--	---

「コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業(EDU-Portニッポン2.0)」における  
委託業務 審査用紙

審査員

採点結果（採点欄に点数を記載して採点をお願いします。）

評価項目	点数配分 (合計100点)	評価基準					採点	特記事項
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている		
(1) ①	5	5	4	3	2	1		
(1) ②	5	5	4	3	2	1		
(1) ③	10	10	7	5	3	1		
(1) ④	15	15	10	6	3	1		
(1) ⑤	10	10	7	5	3	1		
(1) ⑥	10	10	7	5	3	1		
(1) ⑦	5	5	4	3	2	1		
(2) ①	5	5	4	3	2	1		
(2) ②	5	5	4	3	2	1		
(2) ③	5	5	4	3	2	1		
(2) ④	15	15	10	6	3	1		
(2) ⑤	5	5	4	3	2	1		
(3) ①	5	5~0						
						合計	0	

「コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業  
(EDU-Port ニッポン2.0)」における委託業務

審査用紙

審査員： \_\_\_\_\_

○評価

※左欄の観点に基づき、適正・概ね適正・改善の事項ありのいずれかに○をご記入ください。

評価の観点	適正	概ね 適正	改善事項 あり	コメント（「改善事項あり」に○をした場合に 要記載）
（１）過年度事業の実 施状況について				
（２）過年度の実施状 況を踏まえた次年度の 計画になっているか				
（３）次年度事業の事 業の目標・計画の具体 性・実現性・妥当性				
（４）次年度事業推進 の方法・内容等の具体 性・適正性・効率性				
（５）次年度事業推進 のプラットフォーム運 営業務において、各セ クター間で迅速かつ有 機的な情報共有が実現 できる方策の構築がで きているか				
（６）次年度事業経費 の妥当性				

評価の観点に基づき、審査した結果（いずれかに○）

継続することが適当 ・ 継続することが適当ではない

○特記事項（本事業実施に係る改善点等）